

厚生労働省北海道労働局発表
令和6年8月9日（金）

厚生労働省
北海道労働局職業安定部職業安定課
課長 小林 一哉
課長補佐 成田 将之
電話 011-709-2311（内線 3675）

若者雇用促進法に基づく ユースエール認定企業が決定しました

厚生労働省北海道労働局（局長 三富 則江）は、札幌公共職業安定所管内の「ジャスティン 株式会社」をユースエール認定企業として認定しました。

「ユースエール認定制度」とは、若者雇用促進法に基づき、若者の雇用・育成に関する一定の基準を満たす優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

【ユースエール認定企業】

ジャスティン 株式会社

（所在地：札幌市中央区大通西 18 丁目 1-26 山京大通ビル別館 3F）

- ・ 認定日：令和6年7月26日
- ・ 事業内容：情報処理・提供サービス業
- ・ 認定通知書交付式：令和6年8月20日（火）14時00分
ジャスティン株式会社において実施予定です。

※認定通知書交付式当日の取材等については、8月19日（月）15時までに下記担当までご連絡下さい。

【連絡先】 札幌新卒応援ハローワーク TEL011-233-0222 担当：上席職業指導官 三船

※ ユースエール認定制度の認定基準や認定企業の詳しい情報（「PRシート」）については、「若者雇用促進総合サイト」（<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp>）に掲載しています。



【認定マーク】